

奈良県立医科大学 ソーシャルメディア利用ガイドライン

令和7年7月30日制定

1. ガイドライン制定の目的

ソーシャルメディアは情報を迅速に発信することができるため、効果的な情報伝達手段として活用されています。一方でソーシャルメディアの利用には、手軽さや匿名性などの特性から、発信者が意図しないまま著作権などの知的財産権を侵害したり、個人情報や機密情報を漏洩するなどの様々なリスクが潜んでいます。場合によっては、その影響は発信者の周囲のみならず、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）、さらには社会全体にも及ぶことがあります。

このため、本学の教職員及び学生（以下「本学構成員」という。）が遵守すべきルールに基づいて、自覚と責任をもってソーシャルメディアを利用いただくために、本ガイドラインを制定しました。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、インターネット上で利用者が情報を発信し、特定または不特定多数のユーザーに届けることができるメディアのことを指します。SNS（X、Facebook、Instagramなどのソーシャル・ネットワーキングサービス）だけでなく、ブログ、動画共有サイト、無料通信アプリなども含まれます。これらに加え、YouTube 動画に対するコメント、通販サイトのレビューなどのメッセージ交換なども該当します。

3. 行動指針

本学としては、本学構成員が自己研鑽や社会への情報発信をするための様々な形のコミュニケーション活動を尊重します。しかし、このような活動は本学構成員としての責任を持って行っていただく必要があるため、ソーシャルメディアを使ったコミュニケーションにおいては、以下に示す行動指針を遵守、留意してください。

（1）法令及び本学の諸規則を遵守すること

ソーシャルメディアを利用するにあたり、法令を遵守し、留学や旅行で国外に滞在する場合も自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を守ってください。

また、本学構成員として、本学の諸規則を遵守してコミュニケーション活動を実施し、本学の諸規則に抵触している事実が認められた場合には、懲戒処分等もありうることを認識してください。

（2）業務に関する情報の取り扱いに配慮すること

本学の業務で知り得た個人情報や機密情報、本学や本学附属病院の来訪者に関する情報を発信することは厳に慎んでください。ソーシャルメディアは業務に関する情報と自身のプライベートに関する情報の境界が曖昧になる特徴があるため、特に注意する必要があります。

（3）本学の社会的信用を損なう情報発信は行わないこと

ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、本学構成員としての責任を自覚してください。個人として利用する場合であっても、本学構成員であることを明らかにする場合は、その発信内容は個人の見解であり、本学の立場や意見を代表するものではない旨を記載してください。

なお、本名や大学名を明かさなくても、ソーシャルメディア上では発信内容から個人や所属が推測できる場合があることにも留意してください。

(4) 人権を尊重し、差別的な内容や誹謗中傷等を含む情報を発信しないこと

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え方、生き方を互いに認め合うことをコミュニケーション活動の原点とし、人種、信条、性別等についての差別的な内容や他者に対する誹謗中傷や不適切な内容を含む情報を発信してはいけません。たとえ自ら発言していなくても、他者の不適切な発言を肯定したり、擁護した場合も同様です。万が一、発信した情報が誤っていたり、または他者を傷つけたり、誤解を招いたりした場合には、迅速な訂正や謝罪など誠実な対応に努めてください。

(5) プライバシーの保護に十分留意すること

匿名で発言しているソーシャルメディアでも、発言の内容や他のソーシャルメディアのプロフィールの情報等が分析されて、自身の氏名や住所が特定される可能性があるだけでなく、家族や友人の情報までが不特定多数にさらされる可能性があることを常に意識してください。

各ソーシャルメディアの利用規約を読み、プライバシーの保護機能などを確認してから利用するとともに、人の名前や写真等を公開する場合には、許可を得ていても細心の注意を払ってください。

(6) 他者の権利を侵害しないこと

第三者の著作物や商標の無断使用は厳に慎んでください。使用する場合は、投稿の中で権利所有者を明記し、コンテンツの利用許可を得る必要があります。また、著作権、商標権はもとより肖像権、プライバシー権なども第三者の権利ですので侵害しないように留意してください。

(7) 情報の拡散性や恒久性を理解し、正確な情報発信を行うこと

本学構成員の責任として、良識ある言動を心がけるとともに正確な情報を伝えるようにしてください。ソーシャルメディア上で一度でも公開された情報は、様々な形で拡散される可能性があり、事後のコントロールは困難で、完全に削除することは事実上不可能であることを認識してください。

(8) 勤務時間中・授業時間中に情報を発信しないこと

業務として使用する場合または授業で必要な場合を除き、勤務時間中または授業時間中に、ソーシャルメディアを利用した情報発信は厳に慎んでください。

4. その他の留意事項

(1) 本学の免責について

本学構成員がソーシャルメディアを利用したことにより、第三者が被った被害及び逸失利益について、本学は補償責任を負いません。

(2) 講座等や学生部活・サークルなど団体としての利用

講座やセンター等の所属や学生部活・サークルなどの団体がソーシャルメディアサイトを立ち上げる場合は、管理責任者を配置し、発信内容が本ガイドラインに従っているかを定期的に確認し、トラブルが発生した場合には迅速かつ適切に対処してください。

(3) 本学における調査及び処分等について

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反や人権侵害等の疑いが生じた場合または本学の信用を著しく損なうものと本学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。また、その内容によっては、本学が修正及び削除等を求める場合や懲戒処分等に発展する場合があります。